

1. 今後の安全基準等のあり方

- 新たな大臣認定基準(以下「安全基準」という。)は、これまでに発生した重大事故や現在の科学技術水準を前提に、リスクアセスメントを経て策定されたものであり、今後も新たな技術や危険事象の発現を契機に随時見直されるべきものである。特に安全基準(性能規定)に基づく認証基準(仕様規定)については、専門的・技術的見地から継続的に検証され、機動的に見直されるべきものである。
- 今後、路外駐車場(一般公共の用に供され、駐車面積が500㎡以上であるもの)については、駐車場法に基づき、安全基準への適合が義務づけられることとなる。一方、路外駐車場以外についても、「機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)等に基づき、製造者、設置者等の取組が着実に進められることで、大臣認定装置と同等の安全性を有する装置が広く普及していくことが望まれる。また、駐車場条例等において大臣認定装置の使用を求めるなど、その普及を促す制度的枠組みの整備が進められることも望まれる。
- 安全基準は、駐車場法に基づく強制規格であり、最低限の安全要求を定めるものに過ぎない。業界全体の安全水準の更なる底上げを図り、装置の高度化・複雑化・多様化や市場のグローバル化に柔軟に対応するためにも、安全基準をベースとした標準規格(JIS規格、ISO規格等)の検討を急ぐ必要がある。その際、使用上の情報(取扱説明、教育訓練等)や保守上の安全要求についても、幅広く標準化を検討する必要がある。また、製造者は、これらの基準への適合に満足することなく、自ら安全性の検証を行い、技術開発等も含めた安全対策に積極的・継続的に取り組むことが重要である。

2. 適正な管理・利用のあり方

- 新たな安全基準の適用を受けず、過去に製造・設置され、現に使用されている装置については、関係主体間の連携・協働のもと、適切なリスク評価が行われ、その実状に応じた施設改修、安全利用、教育訓練等の取組が実施される必要がある(ガイドラインⅥ参照)。
- 今後製造・設置される装置については、安全基準等への適合により一定の安全性が確保されるものの、適正な管理・利用が行われな限り、一定のリスクが存在することも事実である。したがって、多重安全の見地から、管理・利用段階においても安全対策及び適正利用が確実に実施され、リスク低減が図られる必要がある(ガイドラインⅣ、Ⅴ参照)。
- 機械式駐車装置は通常長期にわたり使用されるものであり、老朽化等に伴うリスクの顕在化も想定されることから、装置のライフサイクル全体を通じて、適切に維持管理(保守、更新、転用、撤去等)が行われる必要がある。
- これらの諸課題に対応するため、既設装置について安全設備や管理・利用面の実態把握を進めるとともに、適正な管理・利用のあり方について引き続き検討を深めていく必要がある。